

平成28年度

第3回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成28年8月3日(水)午後3時30分～
- 2 場 所 岡山市役所議会棟3階第1会議室
- 3 出席委員 高田委員長、小松副委員長、貝原委員、寺尾委員、土井委員、中塚委員、原田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 小野市民協働局統括審議監
(女性が輝くまちづくり推進課) 光藤課長、石原課長補佐、高村主査、植木主任
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事
 - (1) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準について(報告)
 - (2) 「第4次さんかくプラン」策定について
 - (3) その他
- 7 配布資料
 - 資料 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票【地方独立行政法人岡山市総合医療センター評価委員会】
 - 資料 2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票(第19条第3項運用基準適用)【岡山市防災会議】
 - 資料 3 第4次さんかくプラン策定について
 - 資料 4 第3回男女共同参画専門委員会資料集
 - 資料 5 プラン体系図新旧対比表
 - 資料 6 第3次さんかくプラン体系図
 - 資料 7 第4次さんかくプラン体系(案)
 - 資料 8 計画の位置づけ
 - 資料 9 第4次さんかくプラン策定スケジュール
- 8 会議の状況
 - 議題1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準について(報告)
 - ・資料1「地方独立行政法人岡山市総合医療センター評価委員会」について事務局より説明。「他の委員との職階・年齢の乖離が大きくなること」との一文を削除し、正副委員長に承認をいただいたことを報告。
 - ・資料2「岡山市防災会議」について、事務局より説明。正副委員長に承認いただいたことを報告。
 - 議題2 「第4次さんかくプラン」策定について
 - ・資料3～9について事務局から説明。

主な意見

○岡山市の共働きの現状

- ・岡山市の共働が多いのは、働きやすい環境にあるからなのか、働かなくてはならない環境にあるからなのか。
- ・働かなくてはならない環境にある人、また、働きたい、共働きたい女性が多い状況や待機児童の問題も念頭に置いて、重点目標、具体的な施策を進めていくべき。
- ・単に共働き率を上げるのではなく、さらに質の良い働き方の検討をしていかなければならない。

○DV防止・被害者支援について

- ・「暴力の未然防止」「相談体制の充実」「被害者への保護・自立に向けての支援」の順番について、一番大切な被害者の保護・自立支援が3番目に記載されていることに違和感がある。これから力をいれていく必要がある部分なので、保護・自立を中心に計画に挙げてはどうか。
- ・重要度の順番ではなく、全体の流れによって記載しているのでは。
- ・力をいれる部分は数値目標を高く設定してはどうか。

○プランの体系について

- ・施策の方向性などは今の時点でどこまで固めるのか。
- ・現時点で固めるのは難しい。次回、具体的施策を検討する過程で、重点目標や施策の方向性にもどって議論することもあるのでは。

○働く女性の妊娠への支援について

- ・生殖に関する知識や、働きながら子どもを産むことに関して啓発が必要。子どもが欲しくなったときには年齢的に遅くなり後悔するケースもある。
- ・職場のマタハラ、パタハラの問題を取り上げることも重要。
- ・子どもをつくることに対して、苦難に陥っている人への支援を取り入れると先進的。

○仕事と生活の調和の推進について

- ・マタハラへの対策はⅢ-7に入れる施策だと思うが、ここには「妊娠」という言葉がない。「妊娠」という言葉がないと数値目標などを考えるときに、また遡って施策の方向性を修正することになる。大きく抜けている言葉がないかどうか、確認しておくべき。
- ・I-3「生涯を通じた健康支援」では、健康な妊娠・出産、Ⅲ-7「仕事と生活の調和」は働くという生き方の中での妊娠で、両方あってよい。
- ・表現としては、「生殖」ではなく「妊娠」が適当。妊娠・子育てという記載であれば、妊娠に向っていく治療も含まれる。
- Ⅲ-7(2)「仕事と子育てを両立するための支援策の充実」に「妊娠」を加える方向で修正案を作成する。

○「男女」の表現について

- ・「男女」ありきで、男女平等にしていかなければならないという価値観を変えていく必要を感じる。
- ・「男女」ではなく、「性別にかかわらず」などの表現方法、観点で全体的に統一を図ってはどうか。
- ・具体的には、I-1「男女の個人としての尊厳」、Ⅲ「男女が共に能力を発揮」、Ⅲ-8(2)「男女ともに能力を発揮」などはどう修正するか。
- ・3次のプランでは3つの基本目標全てに「性別にかかわらず」がついていたので、「性別にかかわらず」がなくなって「男女」になると後退したことになるのでは。

○「多様な性」「男女平等」という表現について

- ・I-1(1)「男女平等を推進する教育・学習」、Ⅱ-5(1)「男女平等に関する世界の取組」はどのように修正するか。
- ・「多様な性を認める教育・学習」「多様な性を認める世界の取組」ではどうか。世界の流れは「男女平等」よりも「多様な性を認める」方向に向かっている。

- ・「ジェンダーの視点」と「多様な性の視点」の違いをどう考えるか。
 - ・「多様な性」というと、どれだけの人がどのように理解するかわからない面もある。「性別にかかわらず」という観点で検討してはどうか。
 - ・「性別にかかわらず個人としての平等」という表現はどうか。
 - ・法律もあるので「男女」を全部取るのは無理があるのでは。
 - ・頭のところに「性別にかかわらず」があるので、全てを無理に変える必要はないのでは。
 - ・一般の市民は目にする文字で刷り込まれていくこともあるので、変えようと思っている事柄は文字を変えていった方がよい。
- 「男女」や「男女平等」について、ふさわしい表現を検討し、修正案を作成する。

○同和問題について

- ・DVも同和問題も人権にかかわることであり、人間らしい生活を送る権利である基本的人権をまずは保障すべき。「自己実現できる社会」、人間の尊厳や、生きていることに価値がある、そういったこともプランに盛り込んではどうか。
- 同和問題については人権分野の計画に包含されているのでさんかくプランでは項目としては挙げない。

○DVの加害者支援について

- ・加害者に対する支援も必要ではないか。加害者への支援がないと、DVを繰り返すことになる。
- ・被害者への保護や自立支援が十分でない状況で、加害者への具体的な支援を進めるのは疑問を感じる。
- ・加害者への支援はI-2(1)「暴力の未然防止・再発防止」に含まれるのでは。

○行政分野における女性の参画促進について

- ・政策決定は最終的には議会で行うので、議会も含めるべきでは。
 - ・（国ではなく）自治体のレベルで議員に対してポジティブアクションはできるのか。
- 行政分野は市の職員や附属機関である審議会などを対象と考えている。（事務局）

議題3 「その他」

次回日程について事務局より説明。